

[過去の研究助成実績ページへ](#)

今回から募集期間を変更しました。
正式な応募要領の公開は3月18日を予定しています。

2010年度社会安全研究財団研究助成応募要領(予定)

財団法人 社会安全研究財団

1 助成の趣旨

【助成の趣旨】

犯罪の情勢は、依然として厳しい水準にあり、また新たな犯罪形態が出現するなど国民の犯罪に対する不安感が高まっております。治安が悪化した原因を解明し、市民生活の安全と平穏を確保するために何をなすべきかを究明する個人またはグループの研究に対して助成いたします。

[ページトップへ](#)

【研究分野】

子どもの犯罪被害防止、少年非行、薬物乱用、サイバー犯罪、犯罪被害者支援等市民生活の安全と平穏を確保する上で解決すべき諸問題(以下「社会安全問題」という。)を対象とする研究とします。

治安の悪化に歯止めをかけ、あるいは良好な治安を回復するためには、単に警察等の関係機関だけの対応ではなく、個人、地域社会、自治体、国を挙げての総合的な対策が求められております。このような犯罪防止の総合的な対策に寄与する実証的研究を歓迎いたします。また、変化の激しい社会、経済、我が国を取りまく国際環境の中にあって、将来治安上の懸念材料となりそうな事象についての先見的な研究にも期待をしております。

なお、具体的なテーマの選定に当たっては、当財団のホームページの「[過去の研究助成実績](#)」を参考にしてください。

[ページトップへ](#)

【研究助成の区分】

当財団の研究助成は、下記の2種類の区別があります。両者の研究分野は同一ですが、「若手研究助成」は特に若手の研究者の育成を目的として設けたものです。

なお、原則として申請課題については科学研究費等の公的研究助成および他の民間財団からの研究助成の受領または受領予定がないことを条件とします。

| 助成種別 | 助成の対象 | 1件当たりの助成額 | 助成予定総額 |
|--------|--------------------|---------------|---------|
| 一般研究助成 | 個人またはグループによる研究 | 1件300万円を上限とする | 3,000万円 |
| 若手研究助成 | 35才以下の若手研究者による個人研究 | 1件100万円を上限とする | 1,000万円 |

1. 一般研究助成

(1) 応募資格

次の条件に当てはまる個人またはこれらで構成されるグループとします。

- ア 社会安全問題に関する研究者、実務担当者、現場ボランティアである。
- イ 修士課程(博士前期課程)修了または同等の研究能力があること。
- ウ 国籍および日本国内に居住の有無は問わない。

(2) 助成金額

総額3,000万円。1件あたり300万円を限度とし、件数は10件から15件程度とします。

(3) 募集期間

2010年3月20日(土)から同4月20日(火) <必着>

2. 若手研究助成

(1) 応募資格

次の条件に当てはまる個人とします。

- ア 大学院に在籍している、またはその課程を修了した者で、2010年4月1日現在において満35歳以下の研究者である。
- イ 国籍および日本国内に居住の有無は問わない。

(2) 助成金額

総額1,000万円。1件あたり100万円を限度とし、件数は10件から15件程度とします。

(3) 募集期間

2010年3月20日(土)から同4月20日(火) <必着>

[ページトップへ](#)

【助成金の使途】

調査・資料費、交通費、機器・備品費、印刷費、謝金、消耗品費、通信費など、研究に直接必要な費用に限ります。

なお、次のものは助成の対象になりません。

- (1) 申請者および共同研究者が提供した役務に関する報酬
- (2) 大学、研究機関、その他の組織の運営管理に必要な経費
- (3) パソコン、プリンタ、デジタルカメラなどの汎用的な機器類の購入費
- (4) 研究成果の発表を目的として行う報告書の刊行に要する費用、海外で研究成果を発表するための旅費、およびシンポジウムなどの開催費用

【助成期間】

助成金交付より1年とします。

[ページトップへ](#)

【注意事項】

助成金を受けた方にご承知いただきたい事項は下記のとおりです。

- (1) 助成に係る研究の成果を当財団が無償で使用することをあらかじめ承認していただきます。
- (2) 次の場合には、助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。
 - ア 交付を受けた助成金を、助成に係る研究以外の用途に使用したとき。
 - イ 助成に係る研究を中止し、または著しくその規模を縮小したとき。
 - ウ 助成に係る研究を遂行する見込みがなくなったとき。
 - エ 助成申請書に記載すべきことを故意に記載せず、または虚偽の記載をしたことが判明したとき。
 - オ 成果報告書、収支報告書の作成・提出などに関して助成対象者としての義務に著しく反する行為があったとき。なお、報告書の提出が著しく遅延した場合は、提出期限の翌年度の応募資格を失います。
- (3) 助成に係る研究を公表する際には、当財団からの助成による研究である旨を明記するとともに、当該研究を刊行物に掲載した場合には、別刷りを当財団に送付していただきます。

[ページトップへ](#)

【選考方法等】

1. 助成対象研究の決定

財団が委嘱した下記委員からなる選考委員会に於いて審査のうえ、当財団理事会において決定します。決定時期は2010年6月頃です。

(敬称略)

選考委員 委員長 前田 雅英 (首都大学東京教授 刑事法学)

- 委員 耳塚 寛明 (お茶の水女子大学理事・副学長
教育社会学)
- 委員 村松 励 (専修大学教授 犯罪心理学)
- 委員 矢島 正見 (中央大学教授 犯罪社会学)
- 委員 山本 俊哉 (明治大学准教授 都市工学)

2. 助成金の査定

選考委員会で申請金額を減額した場合は、減額後の金額で当該研究が実施できるかどうかを問い合わせたうえで、理事会で決定します。

3. 結果の通知

助成が認められた場合に限り、申請書記載の連絡先に直接通知します。また、助成対象となった研究テーマは研究者名とともに当財団ホームページでも発表します。
なお、採否に関するお問い合わせには応じかねますのであらかじめご了承ください。

4. 研究成果の報告等

(1) 報告書の提出

研究者は、研究の成果につき2011年7月末までに経過報告書(4千字以内)を、同10月末までに最終報告書(一般研究助成4万字程度・若手研究助成2万字程度)を当財団に提出していただきます。報告書は、原則として邦文で作成してください。但し、それが困難な場合は英文で作成してください。表紙には題名、氏名、所属、目次を記載してください。また、研究に使用した調査票、自由記述データ等は、付録として本文の末尾に添付してください。

なお、アンケート調査の単純集計結果およびインタビュー調査のトランスクリプトの提出を求める場合があります。

(2) 会計報告書

助成金の使途については、研究終了後に提出する会計報告書により詳細な報告をしていただきます。助成金が大学、研究機関等に振り込まれる場合は、所属機関の様式による会計報告書を提出してください。助成金が個人口座に振り込まれる場合は、「科学研究費補助金」の収支簿の様式を参考にしてください。

なお、収支簿には領収書(写しで可)を添付してください。会計報告書が不備な場合は、再提出をしていただきます。

(3) 剰余金の返還

研究終了後、助成金に残額が生じている場合には返還していただきます。

(4) 報告書の取扱い

最終報告書には研究成果の概要(600字~800字)を添付していただき、これを国立情報学研究所の民間助成研究成果概要データベースに登録いたします。

なお、提出された最終報告書は選考委員会で審査のうえ、優秀と認められたものは、次期助成金贈呈式において表彰するとともに当財団の機関誌「季刊 社会安全」にその概要を掲載いたします。

[ページトップへ](#)

【応募方法】

1. 「助成申請書」の作成

申請書の様式は下からダウンロードしてご使用ください。

(一般研究助成は「申請書A」、若手研究助成は「申請書B」)

[一般研究助成用「申請書A」](#) (MS Word形式)

[若手研究助成用「申請書B」](#) (MS Word形式)

ダウンロードできない場合は、当財団に返信用封筒(宛先記載 角2サイズ120円切手貼付)を同封して請求していただければ折り返し用紙を郵送します。

2. 申請書作成の注意事項

ワープロ、黒インクまたは黒ボールペンで明瞭に記入してください。

電子メールで送付する場合は、Word形式または一太郎形式で作成してください。

3. 申請書提出・受付

申請書は、下記宛の郵送または電子メールで受け付けます。
なお、封書の場合は表に、電子メールの場合は件名に「研究助成申請書」と明記して下さい。
また、提出いただいた申請書・添付資料は返却致しませんのでご了承ください。

【申請書提出先】

財団法人社会安全研究財団 業務課
〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目7番8号 大手町佐野ビル6階
Tel (03)3219-5177 Fax (03)3219-2338
Eメール ssrf@syaanken.or.jp

4. 個人情報の取扱い

応募書類から得た応募者の個人情報は、選考、審査および本人への連絡等の事務作業に使用します。また、法令で認める場合を除き、本人の同意なく上記目的以外に使用することはありません。

[ページトップへ](#)

財団法人助成財団センターのホームページからもご覧いただけます。

Copyright 2009 SYAKAI ANZEN KENKYU ZAIDAN All rights reserved.